

平成 27 年 3 月

「新生・世界分散ファンド（分配重視型）」受益者の皆様

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「新生・世界分散ファンド（分配重視型）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日ごろは格別のお引立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆様にご投資いただいております「新生・世界分散ファンド（分配重視型）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、平成 27 年 4 月 22 日をもちまして、信託を終了（繰上償還）させていただく予定となりました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、当ファンドの信託約款第 48 条第 2 項ならびに「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送り下さいますようお願い申し上げます。尚、信託終了（繰上償還）にご同意頂ける場合は、特にお手続きをして頂く必要はございません。

何卒、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬白

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは、平成 19 年 12 月 27 日の設定以来、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、信託財産の純資産総額の低迷が続き、第 28 期決算期末（平成 26 年 12 月 22 日）現在の受益権口数は 282,775,134 口と、当ファンドの投資信託約款第 46 条第 8 項に定められた信託契約の解約の基準である 10 億口を下回っております。また、当ファンドのマザーファンドである「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先であるスイス・アンド・グローバル・アセット・マネジメント・エルティディから、マザーファンドの運用を終了したいとの申し出を受けております。

かかる状況は、当ファンドの投資信託約款第 48 条第 1 項に定められた信託契約の解約の事由にも該当するため、このまま当ファンドの運用を継続するよりも、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが最善であるとの判断に至りました。よって、投資信託約款第 48 条第 2 項の規程ならびに「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって信託終了（繰上償還）を実施する予定です。

2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続き及び日程

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 27 年 3 月 4 日 |
| ② 議決権行使期間 | 平成 27 年 3 月 4 日～3 月 26 日 |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 平成 27 年 3 月 27 日 |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 27 年 4 月 22 日 |

本書面による議決権の行使は、平成 27 年 3 月 4 日時点の受益者様（平成 27 年 3 月 2 日までの購入お申込み受付分を含みます。）を対象としております。尚、当ファンドの信託終了（繰上償還）手続き開始に伴い、有価証券届出書を提出せず申込期間の更新を致しませんので、ご購入申込の受付は平成 27 年 3 月 19 日をもって停止させていただきます。

信託終了（繰上償還）は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 27 年 4 月 22 日に当ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払い致します。またご解約のお申込みは、平成 26 年 4 月 21 日まで通常通り受け付けます。

なお、上記の議決権口数による賛成を得られず本議決が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、あらためて有価証券届出書を提出することにより、当ファンドの募集を再開する予定ですが、この旨を速やかに受益者の皆様にお知らせ致します。

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、同封の返信用封筒にて、平成 27 年 3 月 26 日（必着）までに下記宛にご送付下さい。平成 27 年 3 月 26 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

[送付先]

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町 2-4-3 日本橋室町野村ビル
新生インベストメント・マネジメント株式会社

[ご注意事項]

- 本手続きに当たり、受益者様に関する情報（お名前、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号及び受益権口数等）を、弊社（委託会社）と販売会社が共有させていただくことがありますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。なお本手続きに当たり取得した受益者様の個人情報、書面決議に関する事務を処理するための必要な範囲で利用させていただきます。
- 同一の受益者様が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる時は、全ての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。
- 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

① 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

追加型証券投資信託「新生・世界分散ファンド（分配重視型）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、第28期決算期末（平成26年12月22日）現在、受益権の総口数が、投資信託約款第46条第8項に定められた信託契約の解約の基準である口数（10億口）を下回る282,775,134口となっています。また、当ファンドのマザーファンドである「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先であるスイス・アンド・グローバル・アセット・マネジメント・エルティディから、マザーファンドの運用を終了したいとの申し出を受けております。かかる状況を踏まえ、弊社では、このまま当ファンドの運用を継続するよりも、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが最善であるとの判断に至りました。

② 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成27年4月22日

③ 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございませぬ。

④ 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございませぬ。

⑤ 直前に作成された財産状況開示資料等の状況

資産、負債、元本及び基準価額の状況(平成 26 年 12 月 22 日)現在

項目	当期末(円)
(A)資産	275,384,771
コール・ローン等	16,766,696
世界株式マザーファンド(評価額)	129,861,969
世界債券マザーファンド(評価額)	128,756,102
未収利息	4
(B)負債	13,530,740
未払収益分配金	11,989,665
未払解約金	136,305
未払信託報酬	1,193,366
その他未払費用	211,404
(C)純資産総額(A-B)	261,854,031
元本	282,775,134
次期繰越損益金	-20,921,103
(D)受益権総口数	282,775,134口
1万口当たり基準価額(C/D)	9,260円

(注)当ファンドの期首元本額は 318,223,003 円、期中追加設定元本額は 13,172,032 円、期中一部解約元本額は 48,619,901 円です。また、1 口当たり純資産額は 0.9260 円です。

損益の状況(自 平成 26 年 9 月 23 日 至 平成 26 年 12 月 22 日)

項目	当期(円)
(A)配当等収益	174
受取利息	174
(B)有価証券売買損益	18,143,033
売買益	20,141,479
売買損	-1,998,446
(C)信託報酬等	-1,404,770
(D)当期損益金(A+B+C)	16,738,437
(E)前期繰越損益金	2,243
(F)追加信託差損益金	-25,672,118
(配当等相当額)	(3,368)
(売買損益相当額)	(-25,675,486)
(G)計(D+E+F)	-8,931,438
(H)収益分配金	-11,989,665
次期繰越損益金(G+H)	-20,921,103
追加信託差損益金	-25,672,118
(配当等相当額)	(30,899)
(売買損益相当額)	(-25,703,017)
分配準備積立金	4,751,015

(注)損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注)損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注)損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注)計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,465,754 円)、費用控除後の有価証券等損益額(15,272,683 円)、収益調整金(30,899 円)および分配準備積立金(2,243 円)より分配対象収益は 16,771,579 円(10,000 口当たり 593 円)であり、うち 11,989,665 円(10,000 口当たり 424 円)を分配金額としております。

このお知らせに関するお問合せ先：
 新生インベストメント・マネジメント株式会社
 電話番号 03-6880-6448 (受付時間；営業日の 9：00～17：00)

補足説明資料
信託終了（繰上償還）に関する Q&A

この手紙の趣旨	
Q1	この手紙「信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」は何ですか。
A1	「新生・世界分散ファンド（分配重視型）」の運用を終了し、受益者の皆様へお預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするものです。 ファンドの繰上償還を行う場合、受益者様に対して、書面決議の日並びに繰上償還の理由などの事項を定め、通知することが義務付けられています。 この信託終了（繰上償還）は、当ファンドの信託約款および投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従って書面決議を行い、その決議をもって行う予定です。
手続きの必要	
Q2	何か（手続き/行動を）しなければならないのですか。
A2	信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合は、特にお手続きをしていただく必要はありません。 信託終了（繰上償還）に反対される場合は、この手紙に同封されている「議決権行使書面」に、反対のご意向等必要事項をご記入の上、新生インベストメント・マネジメント株式会社まで、ご送付下さい。送付先等の詳細は、この手紙の「3.書面決議の方法について」をご覧ください。
書面決議	
Q3	書面決議とはどのようなものですか。
A3	書面決議は、議決権を行使できる受益者（平成 27 年 3 月 2 日までのお申込みを反映した受益者）の議決権口数（議決権を有する受益者の皆様の口数合計）の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。 上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。なお、本決議において議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。
換金	
Q4	換金はできますか。
A4	信託終了（繰上償還）の手続き中であっても、従来どおり、換金（解約）請求により、随時換金可能です。なおご換金のお申込みの最終受付日は平成 27 年 4 月 21 日となります。
償還の有無の確認	
Q5	信託を終了（繰上償還）することになったか否かは、どのように知ることができますか。
A5	信託終了（繰上償還）が決定した場合は、平成 27 年 3 月 27 日（書面による決議の日）に新生インベストメント・マネジメントのホームページ（ http://www.shinsei-investment.com/ ）に、当ファンドが予定通り繰上償還となる旨を掲載致します。 信託終了（繰上償還）が不成立となった場合には、あらためて有価証券届出書を提出することにより、当ファンドの募集を再開する予定ですが、全ての受益者様に、この旨を記載した書面をお送り致します。

償還代金

Q6 償還代金はいつ受取れますか。

A6 書面による決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、平成 27 年 4 月 23 日（信託終了日の翌営業日）以降に販売会社を通じてお支払い致します。

ファンドの運用

Q7 ファンドはいつまで運用しますか。

A7 書面決議（平成 27 年 3 月 27 日）により、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定されましたら、速やかに当ファンドの投資先であるマザーファンドで保有する債券および株式を売却し、我が国の短期金融商品による安定運用に切り替えます。それ以前でも、換金等の資金状況等を勘案して、マザーファンドを売却することによって組入比率が低下する可能性があります。

なお後日、販売会社より運用の状況等に関する償還報告書をお送り致します。